

大分県自治人材育成センター「研修のしおり」

公益財団法人大分県自治人材育成センター（以下、「センター」という。）が実施する研修は、地方公務員法第39条に規定された任命権者が行う研修について、各団体から依頼を受けて実施するものです。

服務については、通常の勤務と同様の扱いとなります。

なお、研修期間中の行動については、センターの規律や下記事項について遵守し、研修に専念してください。

※やむを得ない理由により、途中退室もしくは帰宅する場合は必ずセンター職員までお申し出ください。

（1）持参品

- 名札（職場で使用のもの）、ノート、筆記用具等受講に必要なもの、あらかじめ持参するよう指示された図書・資料・計算機・事前課題等
- 意見交換会等がある場合、交流の際には名刺をお持ちになると便利です。

（2）研修マナー（身だしなみ）

- 講義開始前は、余裕をもって着席し、講師の入室に備えてください。
- 研修中は、名札を着用してください。
- 研修の参加態度、身だしなみは講師に対して失礼にならないよう配慮してください。（講義中はラフな服装やスリッパ履き等を禁止します。）
- 講義中の飲食は原則禁止とします。
 - ※ペットボトルや水筒等を持参している場合は机の下に置くか、鞆の中に入れてください。
 - なお、休憩時間中であっても、交流ホール（食堂）又は中庭以外での食事はできません。

（3）電話

- 緊急の場合を除き、講義中は電話の取り次ぎをいたしません。
- 講義中は、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定し、使用はしないでください。
 - また、携帯電話を机の上に置かないでください。
- 廊下等に備え付けの電話機は、県庁内線電話が利用できます。（使用方法については、センター職員までお尋ねください。）

（4）昼食

- 昼食については、希望者に弁当（お茶付き500円）を斡旋しますので、希望者は、研修当日の朝、受付にてお申込みください。
 - なお、弁当の申込みをした場合は、受付で引換券を発券しますので、昼休みに交流ホール（食堂）で引換券・代金と弁当の受け渡しを各自で行ってください。
 - ※申し込み後、弁当のキャンセルはできません。
- 持参した弁当等を持ち込む場合も交流ホール（食堂）又は中庭をご利用ください。

（5）歓談場所

- 交流ホール（食堂）、1階玄関ホール、2階交流スペース、中庭等を歓談場所としてご利用ください。

(6) 非常時の対応

- 火災、その他の非常事態が発生したときは、速やかにセンター職員に連絡し、避難や応急手当等についての指示を受けてください。
- また、事前に非常口、消火器及び消火栓の位置を各自で確認してください。

(7) 喫煙場所

- 喫煙は2階の開放廊下の突き当たり（大ホール奥）にある喫煙場所を利用してください。（※その他の場所での喫煙はできません。）

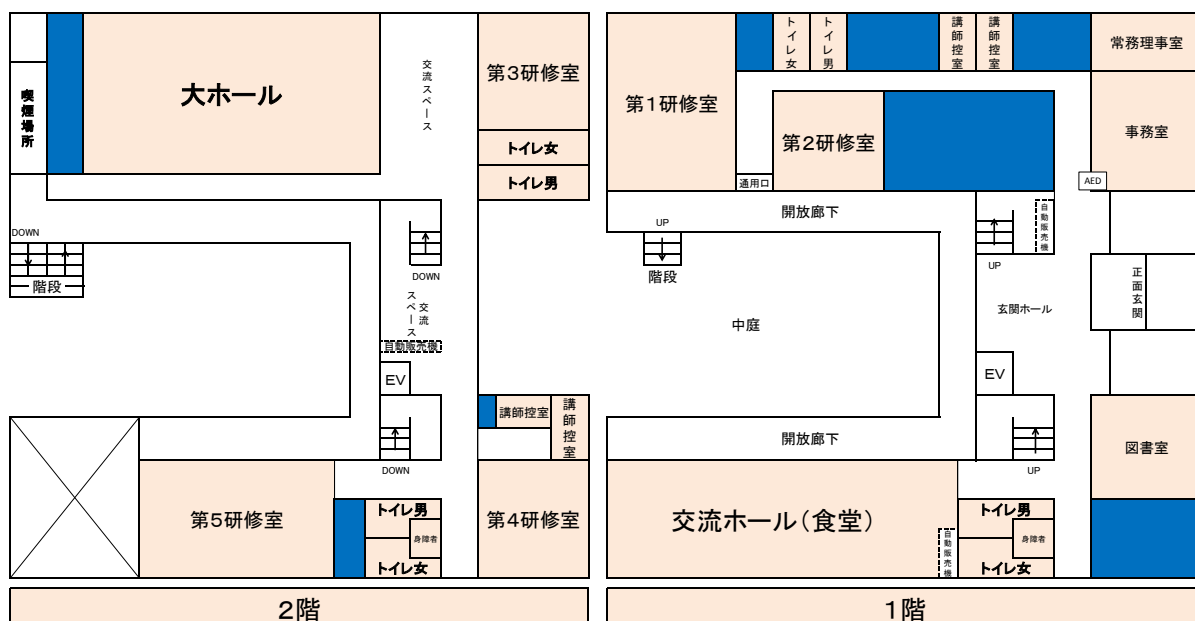
(8) 研修アンケート

- 研修アンケートは研修当日配布します。「研修受講前記入欄」は講義開始前、その他は、講義終了時又は全講義終了後に記入し、指定された所定の回収箱に提出してください。

(9) その他

- 欠席する場合（部分欠席含）は、分かり次第速やかに連絡してください。
（市町村職員の場合は、研修担当課まで連絡してください。）
- 受付時間に間に合わない場合は、速やかに連絡してください。
- 体調が悪くなった方は、遠慮なくセンター職員にお申し出ください。
- 貴重品等は、各自の責任において管理してください。
- ごみ等は、原則として各自で保管し、持ち帰るようお願いします。
- 研修テキスト等の著作権については、研修講師（所属する法人・団体を含む。）に帰属しますので、復命に使用する場合を除き、研修講師の許可を得ることなく、複製することはできません。
- センターの設備、機器等を破損した場合は、速やかに申し出てください。
- センターでは、節電対策に取り組んでいます。
気温や湿度の状況を確認しながら空調管理を行っていますが、座席位置によっては温度調整が難しいことがあります。（無断での空調の設定変更はご遠慮ください。）
ご自身でも調整ができるような服装で、参加してください。

大分県自治人材育成センター平面図



【お問い合わせ先】

公益財団法人大分県自治人材育成センター

住所 〒870-1124 大分県大分市大字旦野原847番地の3

TEL 097-547-8855

FAX 097-547-8241

E-mail: info@ojic.or.jp